

議案第 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市学校給食の実施に関する条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（学校給食費の特例）

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、第3条第2項の規定の適用については、同項第1号中「270円」とあるのは「230円」と、同項第2号中「315円」とあるのは「270円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第2項の規定は、令和7年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

議案第 号

宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市学校給食の実施に関する条例(平成28年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。	附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u> <u>(学校給食費の特例)</u> <u>2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの</u> <u>間、第3条第2項の規定の適用については、同</u> <u>項第1号中「270円」とあるのは「230円」と、</u> <u>同項第2号中「315円」とあるのは「270円」</u> <u>とする。</u>

令和7年度地方創生臨時交付金 学校給食費分要求額

小学校（1年生）	$1,679人 \times 174回 \times 40円 = 11,685,840円$
小学校（2～6年生）	$9,051人 \times 180回 \times 40円 = 65,167,200円$
中学校（1年生）	$1,654人 \times 178回 \times 45円 = 13,248,540円$
中学校（2年生）	$1,669人 \times 173回 \times 45円 = 12,993,165円$
中学校（3年生）	$1,680人 \times 169回 \times 45円 = 12,776,400円$
養護学校（児童・生徒）	$32人 \times 180回 \times 40円 = 230,400円$
合計 116,101,545円	